

# 東アジアの地域統合をリードする ASEAN

石川 幸一 *koichi Ishikawa*

亜細亜大学アジア研究所 教授

(財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

ASEAN は、地域統合では東アジアの先頭ランナーであり、東アジア地域統合に向けてその重要性を増している。ASEAN 自由貿易地域(AFTA)は当初計画より 6 年早く完成し、域内の分業体制に影響を与えつつある。ASEAN は2020 年に安全保障、経済、社会・文化の3つの共同体からなる ASEAN 共同体を実現することを目標とし、優先分野の統合の加速などの措置を実施している。AFTA の関税引き下げ方式は、ASEAN と中国の FTA、ASEAN と韓国の FTA のベースとなっており、AFTA は東アジアの FTA に影響を与えている。東アジアの地域統合の障害としては、経済格差が大きく政治体制や価値観の相違が指摘されている。多様性と格差こそ ASEAN が地域統合の推進に際し克服してきた課題である。ASEAN の経験は貴重であり、東アジアの地域統合を進めるに当たり ASEAN から学べることは多いのではないか。

## 1. 高く評価すべき AFTA

### (1) 製造業は自由化

ASEAN 自由貿易地域(AFTA)に対する評価は一般的には高くなかった。

その理由として、マレーシアの長期間の自動車産業保護に典型的にみられる例外の存在と AFTA を利用した域内貿易が少なかったことがあげられる。先進国間の FTA は発効と同時に大半の品目の関税が撤廃されるの

が通例だが、AFTA は段階的に関税を下げたため、自由化の進展が遅いとの印象を与えたこともあるかもしれない。そのため、AFTA は、“Agree First Talk After”あるいは“Another Futile Trade Area”の略というシニカルな見方があったほどである(注1)。

しかし、AFTA は計画より早く実現し、ASEAN 6 では最後まで残ったマレーシアの自動車関連品目が例外品目から外され、製造業品はすべて自由化されている。例外品目は文化財など一般的除外品目と米など一部農産物だけである。関税率を 0-5% に下げることが目標としていたため関税撤廃ではないが、開発途上国でありながら例外の極めて少ない FTA を実現したことは高く評価すべきである。2010 年には ASEAN6 では関税が撤廃され名実とも FTA となる。AFTA を中核にしてサービス貿易や投資の自由化など地域統合への取り組みが拡大しつつあり、2020 年には経済共同体の創設に合意している。

AFTA (ASEAN 自由貿易地域)は、1992 年に ASEAN 首脳会議で合意さ

れ、1993 年に域内関税引下げが開始され、2002 年(一部品目は 2003 年)に当初計画した FTA として完成した。AFTA は、共通効果特惠関税 (CEPT) という関税引下げスキームにより域内関税を 0-5% 以下に引き下げるもので、当初は 2008 年までの 15 年間で関税を引き下げる計画だったが、2 度の前倒しにより計画より 6 年早く実現したものである。

AFTA は関税を 0-5% へ引下げることが目標としている。そのために、一時的除外品目を自由化対象品目 (IL : Inclusion List) に移行し、その関税率を段階的に引き下げてきた。関税撤廃は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイの 6 カ国 (ASEAN6) が 2010 年、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの新規加盟 4 カ国 (CLMV) が 2015 年となっている。

AFTA の完成度を見てみよう。ASEAN6 では、2005 年 6 月時点で自由化品目である CEPT (Common Effective Preferential Tariff) 適用品目 (IL) が全関税品目の 98.4% となっている(表 1)。関税率が 5% 以下の品目が全品目に占めるシェアは 97.5% で

ある。自由化の対象外である一時的除外品目(TEL: Tentative Exclusion List)はゼロとなった。マレーシアが自動車関連 218 品目を残存させていたが、2005 年に IL に移行したためである。マレーシアは 2006 年 3 月に自動車の CEPT 関税を完成車は 5% に引下げ、現地組立車(CKD)は撤廃した。

インドネシア、フィリピンに残存しているセンシティブ品目は未加工農産物、高度センシティブ品目は米である。センシティブ品目は 2010 年までに 0-5%以下の引下げ、高度センシティブ品目は 2010 年までにインドネシアとマレーシアが 20% に引下げ、フィリピンは未定である。

表 1 ASEAN6 の関税引下げ状況 (2005 年 6 月)

|        | IL 品目の比率 | 5%以下品目の比率 | TEL 品目数 | GEL 品目数 | SL/HSL 品目数 |
|--------|----------|-----------|---------|---------|------------|
| ブルネイ   | 92.7%    | 91.1%     | 0       | 778     | 0          |
| インドネシア | 98.9%    | 98.9%     | 0       | 100     | 25         |
| マレーシア  | 99.3%    | 96.3%     | 0       | 86      | 0          |
| フィリピン  | 99.6%    | 98.6%     | 0       | 27      | 19         |
| シンガポール | 100.0%   | 100.0%    | 0       | 0       | 0          |
| タイ     | 100.0%   | 99.9%     | 0       | 0       | 0          |
| ASEAN6 | 98.4%    | 97.5%     | 0       | 991     | 44         |

(注) IL は適用品目(自由化対象品目)、TEL は一時的除外品目、GEL は一般的除外品目(文化財など)、SL はセンシティブ品目(未加工農産物)、HSL は高度センシティブ品目(米)

(出所) ジェトロアジア大洋州課(原資料は ASEAN 事務局)資料により作成

ただし、新規加盟 4 カ国の関税引下げは遅れている(表 2)。新規 4 カ国は、AFTA が始まってから ASEAN に加盟しており、ASEAN6 に比べ、経済規模と発展段階が遅れており、特別扱いされているためである。0

-5%への関税引き下げは、ベトナムが 2006 年 1 月、ラオスとミャンマーが 2008 年 1 月、カンボジアが 2010 年 1 月と別スケジュールになっている。2005 年 6 月時点で、関税率 5% 以下の品目の IL に占めるシェアは

70.7%である。カンボジアは、IL 移 23.7%、TEL が 3523 品目と引下げが  
行品目が 45.6%、5%以下品目が 最も遅れている。

表 2 新規加盟国の関税引き下げ進展状況 (2005 年 6 月)

|           | IL 品目の<br>比率 | 5%以下品目<br>の比率 | TEL<br>品目数 | GEL<br>品目数 | SL/HSL<br>品目数 |
|-----------|--------------|---------------|------------|------------|---------------|
| カンボジア     | 45.7%        | 23.7%         | 3,523      | 134        | 50            |
| ラオス       | 93.8%        | 77.1%         | 0          | 464        | 203           |
| ミャンマー     | 97.2%        | 85.6%         | 0          | 59         | 34            |
| ベトナム      | 96.1%        | 96.1%         | 14         | 371        | 27            |
| 新規加盟 4 カ国 | 86.9%        | 70.7%         | 3,748      | 1,028      | 314           |

(出所) ジェトロアジア大洋州課(原資料は ASEAN 事務局)資料により作成

## (2) 現実的だった AFTA 実現

### プロセス

AFTA により域内貿易比率が顕著に増加したとは言えないし、自由化を遅らせる動きもあった。手続き面での問題も指摘されている。しかし、歩みは遅いものの、問題の解決への努力がなされ、CEPT を利用した貿易は確実に増加している。また、ASEAN に進出した多国籍企業は AFTA を利用して生産体制を再構築しつつある。後述するように、ASEAN 中国 FTA、ASEAN 韓国 FTA は AFTA の CEPT スキームを援用しており、AFTA は東アジアの地域統合に先行する FTA として重要性を

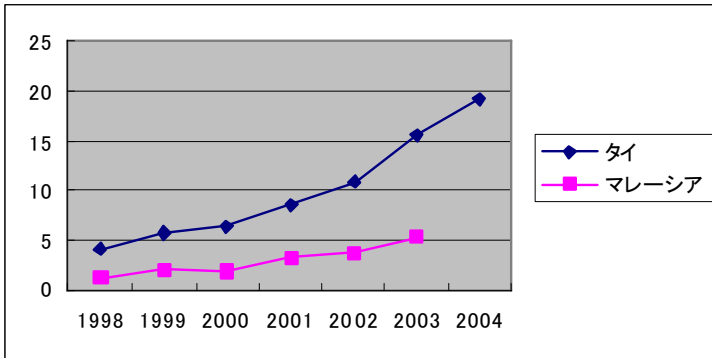
増しつつある。

従来は、手続き問題などで少なかった CEPT を利用した域内貿易は急速に拡大している。CEPT を利用したタイの域内貿易比率は、2002 年の 11.2%から 2004 年には 19.3%に上昇している(図 1)。関税率が 4 品目を除いて 0%のシンガポールは輸入に際し、CEPT を使う必要がないため CEPT 利用率は極めて低い。しかし、例えばタイの CEPT 使用率をみるとシンガポール輸出を除き近年急速に高まっており、対インドネシア輸出は 41.5%、対フィリピンは 40.4%と高くなっている(図 2)。マレーシアはタイに比べると低いが徐々に高ま

っており、2003年のCEPT使用率は輸出が17.1%となっている。  
ベトナム輸出が26.9%、フィリピン

図1 CEPTを使った域内貿易の比率

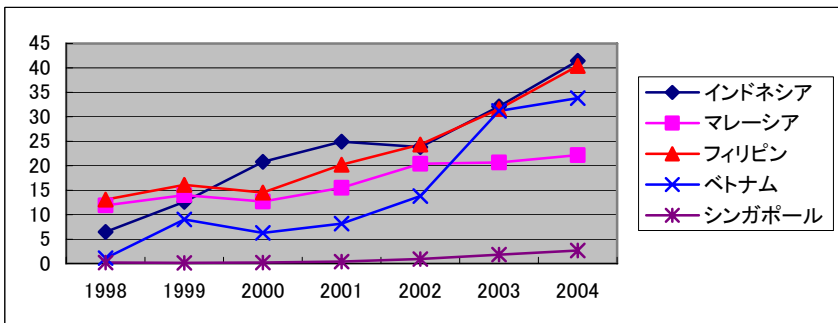
(単位：%)



(出所) ジェトロアジア大洋州課(原資料はタイ商務省、マレーシア国際通商産業省)資料により作成

図2 タイのASEAN主要国輸出に占めるCEPTを使った輸出比率

(単位：%)



(出所) ジェトロアジア大洋州課(原資料はタイ商務省)資料により作成

手続き面では、原産地証明の入手に時間がかかることや手続きが複雑、解釈が国により異なるなどが民間企業から指摘されていた。しかし、ジェットロの調査によると、ASEAN 共通関税コードの導入などにより、手続き面の問題点は改善されつつあり、煩雑な書類手続きという問題など改善の余地は大きいものの、比較的スムーズに手続きは流れている。原産地規則についても関税番号変更基準や部分累積の検討、仲介貿易への CEPT 適用のための原産地証明発給などより使いやすいものへの改善への努力がされている(注2)。

AFTA の実現には多くの障害があった。ASEAN は、輸入代替工業化政策により金属、化学、輸送機械などの産業を育成した歴史があり、高い関税に守られた既得権益者が存在している。また、新規加盟 4 カ国 (CLMV) と ASEAN6 との経済格差は極めて大きい。1997 年には通貨経済危機に見舞われた。また、ASEAN は域外に対しては団結しているが、一枚岩ではなく加盟国内では対立や紛争が起きてきた。このような困難に直面しながらも、ASEAN は漸進

主義により時間をかけながら FTA を実現させてきた。発効と共に多くの品目の関税が撤廃される先進国間の FTA に比べると AFTA 実現への過程では多くの問題があったが、時間をかけた段階的な自由化は開発途上国の集まりである ASEAN には現実的なプロセスだったと評価すべきである。

### (3) 東アジア FTA に向け重要性 高める ASEAN

ASEAN と日中韓 3 カ国は、東アジア FTA の創設に合意し、2007 年を目標に政府間の研究を行っている。東アジアでは、多くの 2 国間 FTA が作られつつあるが、東アジア FTA に向けて重要なのは、ASEAN と日本、中国、韓国との FTA であり、3 つの「ASEAN プラス 1」FTA を基盤に東アジア FTA を作るのが現実的である。このように、ASEAN は東アジア FTA 形成に向けてのハブになりつつある。

ASEAN の役割が重要になりつつあるのは、中国との FTA が ASEAN との FTA 競争を引き起こしたこと、「北冷南熱」といわれるように北東

アジアの FTA が全く遅れていること、日本あるいは中国がイニシアチブをとるとその他の国の反発を招くこと、などによる。また、東アジアの地域協力が、ASEAN に日中韓が参加する「ASEAN プラス 3」という形で進められてきており、ASEAN が主導するのは当然という ASEAN の自負もあろう。

ASEAN と中国の FTA (ACFTA) は、2005 年 7 月に関税引下げを開始しており、3 つの「ASEAN プラス 1」FTA の中では最も先行している。ACFTA は AFTA の関税引下げスキーム (CEPT) をベースにしており共通点が多い(注 3)。ASEAN と韓国の FTA も同様である。このため、東アジア FTA についても AFTA が影響力を持つ可能性が高くなっている。

ACFTA は、対象品目を関税率で大きく分け段階的に関税を引下げ、例外品目は輸入額の 10% かつ 400 品目という制限枠内で自由に決められる。例外は貿易額の 10% 以内と GATT24 条に整合的になっているものの、多くの重要な品目が例外となっている。ただし、ACFTA は、開発途上国間の FTA であるため、GATT24 条ではな

く、授権条項により創設できる。ACFTA では、AFTA 同様、例外品目の見直しと自由化の加速・拡大が課題となる。

## 2. 開始された ASEAN 共同体 に向けての動き

### (1) 設立時から共同体を志向

ASEAN は、2020 年に「永続的な平和、安定、繁栄の共有」を目的とする ASEAN 共同体 (ASEAN Community) を形成することを目指している。

ASEAN は設立時から共同体を志向していた。ASEAN 設立宣言 (バンコク宣言) では、ASEAN の目的として「繁栄して平和な共同体の基礎を強化するために、平等とパートナーシップの精神による共同の努力により、地域の経済成長・社会進歩・文化発展を加速する」としている。1976 年にバリで開催された第 1 回 ASEAN 首脳会議で採択された「ASEAN 協和宣言」では、ASEAN の 8 項目の原則と目的の一つとして「地域的なアイデンティティ・強力な ASEAN 共同体」をかかげている。

山影進教授は、ASEAN の独自性を ASA (東南アジア連合) など「前身」と対照して「地域的な共同体を志向した組織」と指摘し、「国民統合・開発を進め、政治体制基盤を固めようとする ASEAN 各国政府にとって、ASEAN という共同体への結集は有意義だった」と評価している(注 4)。

ASEAN 共同体は、1997 年の第 2 回非公式首脳会議で採択された「ASEAN ビジョン 2020」で、安全保障、経済、社会文化の 3 つの分野で協力の方向を 3 つの ASEAN 共同体としてより具体的に提示された(注 5)。ビジョン 2020 は経済分野について、物、サービス、投資の自由な移動、資本のより自由な移動、平等な経済発展、貧困と社会経済的不均衡の削減が実現した、安定・繁栄・強い競争力のある ASEAN 経済地域の創造が目標としている。そのために、AFTA の完全実施、サービス貿易の自由化加速、2010 年までの ASEAN 投資地域(AIA)の実現と 2020 年までの投資自由化などを戦略として打ち出している。

ビジョン 2020 を踏まえて ASEAN は、2003 年 10 月、第 9 回首脳会議

で「第二 ASEAN 協和宣言を採択し、安全保障共同体 (ASEAN Security Community: ASC)、経済共同体 (ASEAN Economic Community: AEC)、社会・文化共同体 (ASEAN Socio-Cultural Community: ASCC) より構成される ASEAN 共同体を目指すことを明らかにした(注 6)。

## (2) 経済共同体実現に向け優先分野を先行自由化

第二 ASEAN 協和宣言では、ASEAN 経済共同体はビジョン 2020 で概要が示された経済統合の最終目標の実現であり、「明確なスケジュールと既存および新たなイニシアチブにより経済統合を深化・拡大することと、AEC により ASEAN は「単一の市場と生産基地(a single market and production base)となり、多様性をグローバルなサプライ・チェーンのダイナミックで強力な一部とする機会に転化する」としている。そのために、AFTA、サービスに関する ASEAN 枠組み協定(AFAS)、ASEAN 投資地域(AIA)などの既存のイニシアチブの実施を強化する新しいメカニズムと措置を実行し、優先分野



における統合の加速、ビジネス・パーソンや技能労働者の移動の円滑化、紛争解決メカニズムの改善を含む ASEAN の制度メカニズムの強化を行うとしている。AEC 実現の第 1 段階として、高級レベルタスクフォース (HLTF) の提言を実行する。協力については、人材開発、教育資格の相互承認、e-ASEAN を通じた電子商取引の発展、域内調達促進のための産業の統合などの協力と統合を強化するとしている。

第二協和宣言の付属文書である高級レベルタスクフォース (HLTF) の提言は、統合のための新たなイニシアチブおよび措置として、11 優先統合分野を定め、各国が次のように分担し、統合の加速をコーディネートすることとした (表 3) (注 7)。具体的措置として、物の貿易については、域内ゼロ関税、貿易障壁の即時撤廃、通関の迅速化と手続き簡素化、相互認証の加速、製品の標準と技術規制のハーモナイゼーションが提案されている。サービスについては、優先分野の 2010 年までの自由化、相互認証の加速、第 3 国を含め合弁と協力の促進が提案されている。

表 3 優先統合分野とコーディネータ担当国

|        |                |
|--------|----------------|
| インドネシア | 木製品、自動車        |
| マレーシア  | ゴム製品、繊維・衣類     |
| ミャンマー  | 農業関連製品、漁業      |
| フィリピン  | エレクトロニクス       |
| シンガポール | e-ASEAN とヘルスケア |
| タイ     | 空運、旅行業         |

統合に向けての合意の実施と紛争の迅速な解決のために制度およびメカニズムの強化・改善も提案している。具体的な措置として、①通商法の専門家が貿易紛争について法的な助言を行う ASEAN 法律ユニットを ASEAN 事務局に設置する、②貿易投資問題の解決のための協議を行う ACT(ASEAN Consultation) の設立、③WTO の繊維・繊維製品監視機関をモデルとし、合意が実施されない場合に紛争に関与していない国がレビューを行い、その結果を公表する ACB(ASEAN Compliance Monitoring Body)の設立、④ASEAN 紛争解決メカニズム (DSM) を迅速かつ法的拘束力のある決定を行えるようすることが提案された。

既存のイニシアチブの強化については、原産地規則の改善、非関税措

置のデータベース作成と撤廃計画の策定など多くの措置が、物の貿易、税関、基準認証、サービス、投資、知的財産権の保護、資本移動について提案されている。

2004年11月に開催された第10回首脳会議では、ASEAN 共同体に向けての中期計画（2004年～2010年）としてビエンチャン行動計画（Vientiane Action Programme : VAP）が採択された。VAPは、ハノイ行動計画（1999年～2004年）に続く行動計画である。行動計画の実施のために ASEAN 開発基金（ASEAN Development Fund）創設に合意し、経済共同体実現に向けて優先分野の統合のための枠組み協定が調印された。首脳会議で調印された「ASEAN 優先分野枠組み協定」では、2003年の第二 ASEAN 協和宣言に基づき、選定された優先統合 11 分野のうち航空と観光を除く優先分野について、2007年1月（新規加盟4カ国は2012年1月）までに関税を撤廃することになった。

優先分野（木製品、自動車、ゴム製品、繊維、農産物加工、漁業、エレクトロニクス、IT、ヘルスケア）の品

目数は4275であり、ASEAN 事務局によると、品目数で40%、2003年の域内貿易額の50%超を占める。ただし、品目数で15%までをネガティブ・リストとして適用対象外とすることが可能であり、これら品目の関税撤廃は2010年である。非関税障壁、サービス貿易、投資、貿易投資円滑化、基準認証、人の移動などの分野では HLTf の提言を実施することが確認され、ASEAN 域内物流の改善、貿易・投資促進、知的財産権、産業補完、人材開発などの分野での統合促進、制度強化が規定されている。

2005年の第11回 ASEAN 首脳会議では、ASEAN 経済共同体の実現を2020年から2015年に前倒しする可能性について議論され、今後閣僚レベルで検討されることになった。2006年5月にマニラで開催された経済相会議は、2015年への前倒しに実質合意しており、2006年末に開催される首脳会議で正式決定されるものと思われる（注8）。

### （3）ASEAN 経済共同体への課題

ASEAN 共同体は、安全保障共同体、経済共同体、社会文化共同体の

3つの共同体から構成され、2020年に実現することを目標としている。ただし、経済共同体は2015年に早めることに経済相会議で実質合意している。

バラッサによると、地域統合の発展段階は、自由貿易地域（FTA）、関税同盟、共同市場、経済同盟、完全な統合とされており、欧州の地域統合はほぼこの順序で発展している（注9）。ASEAN経済共同体は、第二協和宣言では「物、サービス、資本が自由に移動する」「単一の市場および生産基地」とされている。これは「共同市場」と言ってよいが、ASEAN加盟国間の経済格差と現在の統合の実態からみるとEUのような共同市場実現は難しい。

物の貿易については、AFTA、サービス貿易はAFAS、投資についてはAIAにより統合を進めている。通関、人の移動、相互認証など円滑化、紛争解決についても取組みが始められている。こうした統合に向けての措置の中では、AFTAによる関税障壁の撤廃が最も進展しているが、非関税障壁の除去はデータベースが作られた段階である。サービスなど他の

分野の自由化と円滑化は遅れている。そのため、「共同市場マイナス」と「FTAプラス」という構想が提案されている（注10）。

大きな課題は実効性である。統合に向けて多くの決定が行われているが、実施が遅れ、例外措置がとられるため、実効性が上がらないという問題である。そのため、経済統合に向けての制度的な強化が課題として認識されるようになり、紛争解決メカニズムの強化がHLTFで提案されている。

2005年の首脳会議では、ASEAN憲章（Charter）の制定が合意され、ASEAN憲章制定に関する宣言が調印された（注11）。ASEAN憲章は、1974年の第7回閣僚会議で検討することが合意されたが、具体化しなかったものである（注12）。ASEAN共同体構築を支えるための法的・制度的な枠組みであり、バンコク宣言を基盤としており法的基盤が弱かったASEANの法的位置づけを明確にし、ASEANの諸機関の機能、管轄分野を決定するとしている。憲章制定に向けて賢人会議が作られ、提言を行うことになっている。憲章は、

ASEAN に法的な基盤を与えるものであり、ASEAN を制度的に強化することになる。宣言では、国内問題についての不干渉、コンセンサスによる意思決定などの原則が確認されているが、一方で ASEAN の既存の協定が法的な拘束力をもつことを確認している。

憲章の内容は賢人会議の提言を待たねばならないが、従来に比べ、機構としての ASEAN を制度的に強化する方向に進むのは確実であろう。ただし、EU のように主権を委譲するのではなく、経済統合に向けての諸協定に法的拘束力を持たせるものになると考えられる(注 13)。

一方で、ASEAN の多様性と経済格差を考慮すると、「ASEAN マイナス X」方式を一部で採用するという柔軟な対応を続けることが現実的であろう。HLTF では、サービス貿易と投資は、「ASEAN マイナス X」方式で自由化を進めることを提言している(注 14)。

### 3. 先行例となる ASEAN 共同体

2006 年の ASEAN プラス 3 首脳会

議と東アジアサミット(ASEAN プラス 3 にインド、豪州、ニュージーランドが参加)の大きなテーマは東アジア共同体だった。東アジア共同体の内容の議論は全くなく、2007 年に向けて共同宣言を作成することとなった。

東アジア共同体については日本でも賛否両論がある。賛成論は、平和で繁栄する共同体を東アジアで作るべき、共同体構築に向けてのプロセスが問題解決に資するなどが主な理由である。反対論は、東アジアには共通の価値観がない、EU のような主権移譲は困難、FTA で十分、中国と韓国の反日、台頭する中国が主導権をとる、などが理由となっている。東アジア共同体は構想の段階であり、具体的な内容は論者により異なっているのが現状である。

共同体形成の面で最も先に進んでいるのは ASEAN である。東アジア共同体構築に向けて日中が対立する中で、ASEAN の役割はより重要になると思われる。東アジア共同体に、先行しつつある ASEAN 共同体が大きな影響を与えることは自然である。第 2 節でみたように、ASEAN 共同

体に向けて、ASEAN は制度的に強化され、法的な拘束力は強くなるが、主権の移譲は行われぬし、内政不干渉原則は維持される。ASEAN 共同体の根幹となる ASEAN 経済共同体は、共同市場と FTA の中間的なコンセプトである。

ASEAN は、東アジア共同体構築にあたり、ASEAN 共同体の原則やあり方を放棄することは考えられない。したがって、東アジア共同体の構想が作られていくとすれば ASEAN 共同体が先行事例として影響を与えると考えるのが現実的である。

ASEAN 加盟国には、シンガポールとミャンマーでは一人当たり所得で 100 倍以上の差があるなど極めて大きな経済格差があるし、民主主義国家と独裁国家が並存している。宗教や文化的な違いも極めて大きい。過去には戦争や領土紛争があり、今でも反感や対立要因は存在している。こうした困難の中で共同体にまで地域統合を進めつつある ASEAN の知恵と経験は、極めて多様で経済格差や政治体制、価値観の違う国の集まりである東アジアの地域統合でも重

要である。欧州の経験は貴重であり、学ぶべき点は多い。しかし、欧州と同様な地域統合を東アジアで実現するのは非現実的であり、ASEAN の経験を大事にすべきであろう。

注

1. AFTA は、WTO 協定上は授權条項による FTA であり、先進国の FTA のように GATT24 条に整合的である必要はない。
2. AFTA の利用状況、原産地規則の現状と問題点については、若松勇「ASEAN の FTA と原産地証明」日本貿易振興機構、2004 年が詳しい。
3. ACFTA と AFTA の共通点については、石川幸一「ASEAN と中国の FTA をどう評価すべきか」(季刊『国際貿易と投資』63 号、国際貿易投資研究所 2006 年 2 月)
4. 山影進、「ASEAN シンボルからシステムへ」東京大学出版会 1991 年、223 - 237 頁。
5. ビジョン 2020 では、A Concert of Southeast Asian Nations(安全保障)、A Partnership in Dynamic Development(経済協力)、A Community of Caring Societies(社会・文化)を 3 つの柱としている。

6. Declaralation of ASEAN Concord II (Bali Concord) ASEAN 事務局 HP から入手可能。
7. Recommendations of the High-level Task Force on ASEAN Economic Integration
8. The Wall Street Journal, May 16, 2006 “Asean meeting explores economic integration”
9. バラッサ、ベラ(中島正信訳)「経済統合の理論」ダイヤモンド社 1963 年
10. 東南アジア研究所(シンガポール)が開催した「ASEAN 共同体に向けてのラウンドテーブル」では、「FTA プラス」を提案しており、主権は委譲せずに協定に拘束力を持たせる NAFTA モデルを考慮すべきと提言されている。一方、インドネシアを代表するエコノミストであるハディ・スサストロは、「共同体マイナス」を提案している。Denis Hew, Chin Kin Wah, Lee Hock Guan” The ASEAN Community Roundtable” (Towards Realizing An ASEAN Com-munity, Institute of Southeast Studies, Singapore, 2004). Hadi Soesastro “ ASEAN Economic Community: Concept, Costs, and Benefits (Denis Hew eds. Roadmap to ASEAN Economic Community, ISEAS, Singapore 2005) p27
11. Chairman’s Statement of the 11th ASEAN Summit, Kuala Lumpur, 12 December 2005,
12. 山影進、前掲書 242-243 頁。
13. Kuala Lumpur Declaration on the Establishment of the ASEAN Charter, Kuala Lumpur, 12 December 2005
14. 本稿執筆後に、若松勇「ASEAN」経済共同体 (AEC) はどこまで来たか」が、『ジェトロセンサー』2006 年 6 月号 日本貿易振興機構に掲載された。ASEAN 経済共同体に向けての自由化、円滑化の実態を詳しく報告しており、参考になる。